

国民健康保険について

6

私達が豊かで楽しい生活を送るには、何よりも健康であることが大切です。国民健康保険制度(国保)は、健康を守るために役立っている大切な制度です。

その国保は、皆様の保険税により支えられています。国保の健全運営のため、保険税の納期内納付にご協力をお願いします。

保 険 税

● 算定方法

保険税は、世帯ごとに算定した基礎課税額(医療分)と後期高齢者支援金等課税額(後期分)と介護納付金課税額(介護分)の合算額で、納税義務者は世帯主になります。(世帯主が被保険者でなくても世帯員が被保険者である場合、保険税は世帯主への請求となります。)

1 基礎課税額(医療分)

国民健康保険の医療給付費にあてられ、国保加入者の全員に課税されます。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額

前年の総所得金額等から基礎控除43万円を控除した額×5.95%

(算定式) → 所得のある人、一人ひとり計算します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{総所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ 43\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ 5.95\% \end{array} = \begin{array}{c} A \\ \text{円} \end{array}$$

(2) 国民健康保険の被保険者に係る均等割額

加入者一人につき年額18,800円

※未就学児(小学校入学前)の加入者は5割軽減します。

$$\begin{array}{c} \text{(算定式)} \end{array} \quad \begin{array}{c} 18,800\text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{加入者数} \\ \text{人} \end{array} = \begin{array}{c} B \\ \text{円} \end{array}$$

(3) 国民健康保険の被保険者に係る平等割額

加入世帯一世帯につき年額19,200円=C

※国民健康保険世帯の中から後期高齢者医療に移行する方がいる場合で、国保に残った方が、単身となる世帯【この世帯を特定世帯といいます。】については最長8年11ヶ月間9,600円又は14,400円になります。

$$\begin{array}{c} A \\ + \end{array} \begin{array}{c} B \\ + \end{array} \begin{array}{c} C \\ 19,200\text{円} \\ (9,600\text{円}) \\ (14,400\text{円}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{年税額} \\ \text{※} \\ \text{円} \end{array} = D \quad D \times \begin{array}{c} \text{加入月} \\ \hline \text{1月} \\ 12 \end{array} = \begin{array}{c} \text{基礎課税額①} \\ \text{円} \end{array}$$

※年税額が65万円を超える場合は、65万円

2 後期高齢者支援金等課税額(後期分)

後期高齢者の医療給付費にあてられ、国保加入者の全員に課税されます。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る所得割額

前年の総所得金額等から基礎控除43万円を控除した額×2.3%

(算定式) → 所得のある人、一人ひとり計算します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{総所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ 43\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ 2.3\% \end{array} = \begin{array}{c} E \\ \text{円} \end{array}$$

(2) 国民健康保険の被保険者に係る均等割額

加入者一人につき年額6,800円

※未就学児(小学校入学前)の加入者は5割軽減します。

$$\begin{array}{c} \text{(算定式)} \end{array} \quad \begin{array}{c} 6,800\text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{加入者数} \\ \text{人} \end{array} = \begin{array}{c} F \\ \text{円} \end{array}$$

(3) 国民健康保険の被保険者に係る平等割額

加入世帯一世帯につき年額7,200円=G

※特定世帯の場合、最長8年11ヶ月間3,600円又は5,400円になります。

$$\begin{array}{c} E \\ + \end{array} \begin{array}{c} F \\ + \end{array} \begin{array}{c} G \\ 7,200\text{円} \\ (3,600\text{円}) \\ (5,400\text{円}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{年税額} \\ \text{※} \\ \text{円} \end{array} = H \quad H \times \begin{array}{c} \text{加入月} \\ \hline \text{1月} \\ 12 \end{array} = \begin{array}{c} \text{後期高齢者支援} \\ \text{金等課税額②} \\ \text{円} \end{array}$$

※年税額が24万円を超える場合は、24万円(令和6年度は22万円から変更になっております。)

● 算定方法(続き)

3 介護納付金課税額(介護分)

介護保険法の規定による介護納付金の納付にあてられ、40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の国保加入者に課税されます。

(1) 介護納付金課税被保険者に係る所得割額

前年の総所得金額等から基礎控除43万円を控除した額×2.1%

(算定式) → 所得のある人、一人ひとり計算します。

$$\left(\begin{array}{c} \text{総所得金額} \\ \text{円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ 43\text{万円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ 2.1\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{I} \\ \text{円} \end{array}$$

(2) 介護納付金課税被保険者に係る均等割額 加入者一人につき年額6,000円

$$\begin{array}{c} (\text{算定式}) \end{array} \quad \begin{array}{c} 6,000\text{円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{加入者数} \\ \text{人} \end{array} = \begin{array}{c} \text{J} \\ \text{円} \end{array}$$

(3) 介護納付金課税被保険者に係る平等割額 加入世帯一世帯につき年額6,000円=K

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{I}} + \boxed{\text{J}} + \boxed{\text{K}} \\ \boxed{6,000\text{円}} \end{array} = \begin{array}{c} \text{年税額} \\ \text{※} \\ \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{L} \\ \text{L} \times \begin{array}{c} \text{加入月} \\ \hline \text{1月} \\ \text{12} \end{array} \end{array} = \begin{array}{c} \text{介護納付金課税} \\ \text{額③} \\ \text{円} \end{array}$$

※年税額が17万円を超える場合は、17万円

(注) 基礎控除額は、前年の合計所得金額が2,400万円を超えると額が変わります。

4 国民健康保険税

一年間に納めていただく国民健康保険税は、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合算額になります。

(算定式)

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{基礎課税額①}} \\ \text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{後期高齢者支援金等課税額②}} \\ \text{円} \end{array} + \begin{array}{c} \boxed{\text{介護納付金課税額③}} \\ \text{円} \end{array} = \begin{array}{c} \text{一年間の保険税額} \\ \text{円} \end{array}$$

● 税額更正

1月2日以降に綾瀬市に転入された方は、前住所地で所得を申告しているため、加入手続き後の最初の課税時点では所得の把握ができていない場合があります。従って初回の納税通知書は、均等割額と平等割額だけを算定したものが発行されます。(所得の把握ができていない場合、軽減対象外です。)その後、前住所地の市区町村に所得照会を行い、所得の把握ができ次第、所得割額を算定した税額で更正した後、再度、納税通知書が発行されますので、通知日以後は、新しい納付書で納付をお願いします。

● 納付方法

(1) 納付時期と納付回数

保険税は、毎年、6月から翌年の3月まで10回の分割で毎月納付していただきます。(毎月末が納期限。ただし、末日が土・日・祝祭日にあたる場合は、翌金融機関営業日が納期限)年度途中で加入した場合は、届出日により当月又は翌月から納付していただきます。

なお、上記のほか世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯は、老齢等年金給付を受けている世帯主の年金より特別徴収(年金からの差し引き)の方法によって、毎年4・6・8・10・12・2月の支給月に徴収します。ただし、保険税と介護保険料の合算額が、年金受給額の1/2を超える場合や年金受給額が年間18万円未満の世帯は、納付書又は口座振替による納付方法となります。また、特別徴収(年金からの差し引き)の対象になった世帯でも、市役所又は金融機関に口座振替依頼書を提出、またはwebサイトで手続きすることで、口座振替による納付方法に変更することができます。

(2) 期割の方法

各納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限の分割金額に合算されます。(条例第13条の4)

(3) 納付方法

保険税の納付は、金融機関や郵便局の窓口で直接納付いただく方法と、預貯金口座からの口座振替の方法、特別徴収(年金からの差し引き)による方法のほか、コンビニエンスストアやスマホ決済アプリ(請求書支払い)も利用できます。特別徴収(年金からの差し引き)による方法を変更する場合は、口座振替による方法への変更となります。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、若年現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、また、加入者間の負担を公平にするため、平成20年4月に創設されました。これにより75歳未満の方は、この制度の財源のおよそ4割を【後期高齢者支援金分】として負担することになりました。

それまでは、国民健康保険税の医療分から、老人保健拠出金を負担していましたが、後期高齢者医療制度の創設に伴い、【後期高齢者支援金分】を創設して、医療分と分離することで、後期高齢者の医療費に対する負担分が明確化されることになりました。

● 後期高齢者支援金分を納付する対象者は？

75歳未満の方、全員が対象となります。75歳以上になりますと後期高齢者医療保険料として納付することとなります。

● 年度の途中に75歳になられる方がいる世帯の保険税は？

年度の途中で75歳に到達し、後期高齢者医療に移られる方のいる世帯の保険税については、年齢到達者本人の誕生日月前までの月割り保険税(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額)と他世帯員分の年税額を合算したものを年度末までの期別に均等になるよう振り分けて課税しています。なお、世帯主が年度途中で75歳に到達する場合は、その年度の特別徴収(年金からの差し引き)は行われません。

介護保険制度

国保に加入している40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)が世帯内にいる場合、介護保険への負担分の介護納付金課税額(介護分)を国民健康保険税として納付することになっています。

● 介護納付金課税額(介護分)の課税は何月分から？

第2号被保険者の資格取得日は40歳の誕生日の前日となります。

- (1) 令和6年4月にすでに40歳以上65歳未満の人 → 令和6年4月分から課税されます。
- (2) 令和6年4月以降に40歳になる人 → 40歳の誕生日が属する月(1日が誕生日の人はその前月)分から課税されます。

例) 8月1日に40歳になる人 → 7月分から。 8月5日に40歳になる人 → 8月分から。

● 年度の途中に65歳になられる方の介護納付金分保険税は？

年度当初に、65歳になる月の前月(誕生日が1日の方はその前々月)までの介護納付金課税額の計算をし、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額とあわせた額を年度末までの納期に分けて課税しています。

申告

国保加入者がいる世帯の世帯主は、その世帯の加入者全員の所得申告を行う義務があります。なお、次に該当する方の申告は必要ありません。

- (1) 所得税の確定申告を済ませた方
- (2) 市民税の申告を済ませた方
- (3) 給与所得者で、給与支払者が源泉徴収票を市に提出済みの方

※所得申告を行わないと適正な保険税の計算ができないため、軽減措置等が行えない場合があります。

軽減・減免制度

● 軽減

所得申告を行い、世帯主とその世帯に属する被保険者(特定同一世帯所属者(※1)含む)の前年の総所得金額等(※2)の合計が次の区分に該当する場合は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の均等割額・平等割額が軽減されます。

- (1) 7割軽減
43万円+10万円×(給与所得者等(※3)の数-1)以下の世帯
- (2) 5割軽減
43万円+29万5千円×(被保険者の数(特定同一世帯所属者(※1)含む)+10万円×(給与所得者等(※3)の数-1)以下の世帯)
- (3) 2割軽減
43万円+54万5千円×(被保険者の数(特定同一世帯所属者(※1)含む)+10万円×(給与所得者等(※3)の数-1)以下の世帯)

※1 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく、継続してその世帯にいる方のことです。

※2 65歳以上の被保険者(特定同一世帯所属者(※1)含む)で、公的年金等を受給されている場合は、その公的年金等に係る所得から15万円差し引いた額

※3 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方

● 非自発的離職者に係る保険税の軽減

次の方は申告により、離職の翌日から翌年度末までの期間、保険税が軽減されます。詳しくは、保険年金課までお尋ねください。(申告時に雇用保険受給資格者証が必要になります。)

- (1) 倒産や解雇などで離職された雇用保険の特定受給資格者で失業等給付を受ける方
- (2) 雇い止めなどで離職された雇用保険の特定理由離職者で失業等給付を受ける方
◎特定受給資格者(季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特定被保険者)や高年齢受給資格者(65歳到達日以降に離職された方)は、この軽減の対象になりません。

● 保険税の減免

次のようなときに申請により承認された場合は、保険税が減免されます。詳しくは、保険年金課までお尋ねください。

- (1) 火災や風水害により財産に著しい損害が生じたとき。
- (2) 貧困により生活保護相当と認められるとき。
- (3) 失業、廃業等により年間の所得が大幅に減少すると見込まれ、生活が生活保護相当と認められるとき。
- (4) 国保加入者の長期疾病等により医療費が多額になり、生活の困窮が認められるとき。

保険税を滞納すると

災害等の特別な事情を除いて、理由もなく保険税を滞納すると

- ①延滞金が加算される場合があります。
 - ②督促や財産差し押さえなどの処分を受ける場合があります。
- 特別な事情により保険税を納付できない場合は、早めにご相談ください。

● 高額療養費

同じ月に、自己負担額として支払った金額(同月診療分)が自己負担限度額を超えた場合は、その超えた金額が申請により支給されます。該当世帯には、診療月から約3か月後に市からお知らせしますので、申請してください。

詳しくは、保険年金課までお尋ねください。

● 入院時食事療養費

入院したときには、診療・薬代などとは別に、食事代を定額自己負担していただくことになりますが、市民税非課税世帯等は、申請により一部減額されます。

● 一部負担金の減免制度

災害や事業の廃止などの特別な事情により収入が著しく減少し、医療機関などへの一部負担金の支払が困難となった場合、3か月を限度として減免や徴収猶予を受けられる場合があります。

詳しくは、保険年金課までお問い合わせください。

(令和6年1月時点)

マイナ保険証をご利用ください



– 本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります –

- 本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間(来年12月1日まで)使用可能です。
※ 有効期限が2025(令和7)年12月1日以前に切れる場合は、その有効期限まで使えます。なお、転職・転居等で加入している保険者が変わった場合、使えなくなります。
- 本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます)。

ご存じですか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）について

【ジェネリック医薬品とは】

先発医薬品（新薬）の特許期間が切れたあと、開発メーカー以外のメーカーも、同じ成分・効果の薬を製造できるようになります。

これが、ジェネリック医薬品（後発医薬品）と呼ばれる薬ですが、研究等にかかる時間や費用が少ないため、安価で提供できます。

原薬や添加物、製造方法等が新薬と同一のオーソライズド・ジェネリック（AG）医薬品もあります。
※すべての薬にAGがあるわけではありませんが、詳しくは薬局薬剤師にご相談ください。

【ジェネリック医薬品を処方してもらうには】

ジェネリック医薬品を希望される方は、医師の処方箋が必要です
ので、かかりつけのお医者さんか薬局薬剤師にご相談ください。

（保険証一斉更新時にジェネリック医薬品希望シールを同封して
ありますので、必要に応じて保険証へ貼付しご使用ください。）



特定健康診査のお知らせ 年に一回の健診を受けてあなたの健康チェックを！

特定健康診査は、40歳～74歳の被保険者を対象とした健康診断のことで、糖尿病や高脂血症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化の予防を目的としています。自分の体の状態を知り、生活習慣を見つめなおすために、1年に1回の健診を受けましょう。

【対象者】

令和6年度中に40歳から74歳になられる綾瀬市国民健康保険の被保険者の方（実施年度中に75歳になる75歳未満の方も含む）。

（令和6年度中に35歳から39歳になられる国民健康保険被保険者も同様の健診を受けることができます。希望される方は、保険年金課までご連絡ください。）

【受診期間】

令和6年6月1日 から令和7年3月31日まで

ただし、受診される医療機関の休診日は除きます。また、医療機関によっては、受診できない期間があります。



【自己負担】

2,000円（70歳以上の方は無料です。）

【受診方法、検査内容及び委託医療機関等】

5月下旬に市から送付する受診案内のほか、5月15日号の広報あやせ又はホームページでご確認ください。（4月2日以降の加入者で受診を希望される方は、保険年金課までご連絡ください。）

※令和6年度中に75歳になる方で、受診日時点で75歳の誕生日を迎えていた方は後期高齢者健診となります。

給付等

加入者が次のようなときは、申請により保険からの給付等が受けられます。 (令和6年4月1日現在)
※下記のほかに、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバーがわかるものをお持ちください。

こんなどき	手続き・必要なもの	給付(支給)率等	
病院や診療所で、診療や治療を受けたとき	受診時に病院・診療所で保険証を提出 (申請必要なし)	70歳以上	医療費の8割 (一定以上所得者は7割)
		小学校就学から70歳未満	医療費の7割
		小学校就学前	医療費の8割
旅先(海外渡航中を含む)などで保険証を持たずに診療や治療を受けたとき	・領収書 ・診療内容がわかる明細書 (※海外治療費の場合 ・パスポート・各書類の日本語訳 が追加で必要となります。)	療養費支給基準により算定した額 に上記の給付率を乗じた額	
柔整、あんま、はり、灸、マッサージの施術を受けたときやコルセット、ギブスなどの補装具又は義眼などを装着したとき	・保険医の証明書・意見書等 ・領収書		
移動が困難な患者が、転院などで移送が必要なとき	・保険医の証明書・意見書等 ・領収書	最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算出した額	
出産したとき (医療機関で直接払を利用しない場合又は、直接払を利用し差額が発生する場合のみ)	・出産育児一時金直接払制度に関する合意書 ・領収書	500,000円(出産育児一時金)	
死亡したとき	・葬儀の領収書等	50,000円(葬祭費)	

届け出

次のような場合、世帯主は14日以内に届け出をしてください。

※下記のほかに、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバーがわかるものをお持ちください。

	届け出が必要な場合	届け出に必要なもの
はいる時	① 市内に転入したとき ② 職場の健康保険からぬけたとき ③ 生活保護を受けなくなったとき ④ 子どもが生まれたとき	② 社会保険資格喪失連絡票 ③ 保護廃止決定通知書
やめる時	① 市外へ転出するとき ② 職場の健康保険に入ったとき ③ 生活保護を受けるようになったとき ④ 死亡したとき	① 保険証 ② 保険証(国保と社会保険) ③ 保険証・保護開始決定通知書 ④ 亡くなった方の保険証
その他	① 市内で転居したとき ② 世帯主、氏名、続柄等が変わったとき ③ 世帯を分離、合併したとき ④ 保険証を紛失したり、汚したりして使えなくなったとき ⑤ 修学で市外に転出するとき	① 保険証 ② 保険証 ③ 保険証 ④ 公的機関が発行した身分証明書・使えなくなった保険証 ⑤ 保険証・在学証明書・他市区町村住民票

※ 交通事故や仕事上の事故などで国民健康保険証を使用して受診しようとするときは、事前に保険年金課に申し出て、承認を受けてください。

※ 健康保険が変わった場合で病院にかかっているときには、速やかに病院にご連絡ください。

